

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年11月18日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 学校教育課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年9月18日～平成25年10月4日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 切手受払簿を他課と共有でなく独自のものを作成し、使用すること。	1. 切手受払簿に関しては、学校教育課独自のものを作成し、使用します。